

事務事業評価シート(事後評価)

事業コード 10-1-3	事務事業名 特別支援就学奨励事業	所管部課 教育部 教育企画課
-----------------	---------------------	-------------------

事務事業の概要	事務事業の目的	根拠法令等
	学校教育法第81条に規定する特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者及び学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童・生徒で、通常学級に在籍する児童・生徒の保護者に対して、経済的負担の軽減を目的として実施する。	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例・規則 <input type="checkbox"/> 政令・省令 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱・要領
	事業内容・実施方法等／補助の概要:補助団体の概要(団体名・団体の活動内容・補助金の活用内容等)、補助金の概要(国・都基準の有無・対象者拡大の有無・上乗せ補助額・市単独補助額)等 ※該当する予算事業名・節目を明記する 公立小・中学校の特別支援学級及び通級指導学級に在籍する児童・生徒の保護者及び通常学級在籍障害児童・生徒の保護者で、所得額が国の定めた三段階(1.5倍未満をI段階、1.5倍から2.5倍未満をII段階、2.5倍以上をIII段階と定めている)の認定基準の範囲内に含まれた世帯が対象となる。ただし、保護者及び学齢児童生徒は西東京市に住所を有していなければ対象外となる。 認定された保護者に対し、学用品・通学用品費※、新入学学用品費※、校外活動費(遠足、社会科見学等)、移動教室費、修学旅行費※、卒業記念品費、学校給食費、学校病医療費、副教材費、交流学习交通費、通学費を援助(※が付記された援助費目以外は実費)する。III段階認定者は通学費及び交流学习交通費を支給し、通級指導学級は通学費のみ支給する。 当事業は国の補助金対象事業となっており、保護者が負担した学校納付金額のうち、認定区分(I、II、III段階)に応じて国が定めた限度額の1/2ないし10/10が補助金額として歳入される。 (予算事業名:10.02.02.04 小学校就学援助事業費(特別支援教育就学奨励費)、10.03.02.04 中学校就学援助事業費(特別支援教育就学奨励費))	
事業開始時期	合併前	実施形態 <input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 ()

事業費データ	項目	単位	25年度	26年度	27年度	28年度
	事業費(A)		12,623	11,851	13,280	13,841
財源内訳	国庫支出金・都支出金	千円	1,753	2,522	2,900	2,119
	地方債					
	その他 ()					
	一般財源		10,870	9,329	10,380	11,722
	所要人員(B)	人	1.00	1.00	1.00	1.00
	人件費(C)=平均給与×(B)	千円	7,936	8,211	7,936	8,299
	臨時職員賃金等(C')	千円				
	総コスト(D)=(A)+(C)+(C')	千円	20,559	20,062	21,216	22,140
	単位当たりコスト(E)=(D)/ (申請者数)	千円	126	127	126	

評価指標の設定	活動等指標	単位	25年度	26年度	27年度	28年度
	① 申請者数	実績値 人	163	158	169	
	②	実績値 人				
	《指標の説明・数値変化の理由 など》 各年度の実績値(人)は就学奨励費認定者及び通級指導学級通級者を含んだ人数。 25年度 固定級(就学奨励費)申請者数130人 通級指導学級申請者数33人 26年度 固定級(就学奨励費)申請者数128人 通級指導学級申請者数30人 27年度 固定級(就学奨励費)申請者数137人 通級指導学級申請者数32人					
	成果指標	単位	25年度	26年度	27年度	28年度
一次	認定者数	目標値				
		実績値	人	163	158	169
二次		目標値				
		実績値				
	《指標の説明・数値変化の理由 など》 各年度の実績値(人)は就学奨励費認定者及び通級指導学級通級者を含んだ人数。 25年度 固定級(就学奨励費)申請者数130人 通級指導学級申請者数33人 26年度 固定級(就学奨励費)申請者数128人 通級指導学級申請者数30人 27年度 固定級(就学奨励費)申請者数137人 通級指導学級申請者数32人					

事業環境等	市民・関連団体等の意見(アンケート結果など)	特になし。	
	都内26市のサービス水準との比較(平均値、本市の順位など)	<input type="checkbox"/> 上 <input checked="" type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下	国制度を基本にして実施しているため、サービス水準は一定である。近隣七市(小平、東村山、東大和、清瀬、東久留米、武蔵村山)保護者負担額の上限は設けていない。
	代替・類似サービスの有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	修学旅行費補助金と修学旅行費については類似しているが、重複支給はしていない。

【一次評価】

検証項目		ランク	一次評価	○検証項目、評価の判断理由 ○事業実施上の課題や今後改善すべき点等
A	事業の優先度(緊急性)	2	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	学校教育法第19条で「経済的理由によって就学の困難な学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない」と規定されていることに加え、特別支援教育等の趣旨を踏まえた支援策として、当事業は必要不可欠と考える。 また、民間やNPO等が同種のサービスを提供している例はなく、市が主体となり、受益者負担なしで実施する必要がある。 国制度を基本としており、援助費目や支給対象要件も同一である。一方で、国制度を超過する部分については、近隣7市においても保護者負担の上限を設けているところはなく、補助金事業ではあるがあくまでも扶助費の扱いであり、今後も他市同様変わらない事業実施を行っていく。
	事業の必要性	3		
	事業主体の妥当性	3		
B	直接のサービスの相手方	2		
	事業内容等の適切さ	2		
	受益者負担の適切さ	2		
C	市民ニーズの把握	1		

検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 C:市民ニーズの反映度を検証する項目

【二次評価】

検証項目		ランク	二次評価	○検証項目、評価の判断理由 ○事業実施上の課題や今後改善すべき点等
A	事業の優先度(緊急性)	2	<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	本事業は、学校教育法第19条の規定に加え、特別支援教育等の趣旨を踏まえた支援策として、その必要性は認めるところである。 一方で、現在、国基準を超過する経費については、上限が設けられておらず、全て市負担となっている。 特別支援教育の必要性が高まる中、受給者の公平性の確保に加え、財政負担の観点からも持続可能な事業となるよう、経費負担の上限額を設定するなど、制度設計の見直しを検討する必要がある。
	事業の必要性	3		
	事業主体の妥当性	3		
B	直接のサービスの相手方	2		
	事業内容等の適切さ	2		
	受益者負担の適切さ	2		
C	市民ニーズの把握	1		

検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 C:市民ニーズの反映度を検証する項目

【外部評価】

外部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	(対象外)

【行革本部評価】

行革本部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	本事業は、学校教育法の規定に基づく必要不可欠な事業である。 現在は、国庫補助対象額の2分の1を超えた部分については、全てを市が負担しており、今後の特別支援学級などにおける需要の拡大を考えると、財政負担の増大が予想される。 校外活動費や移動教室など上限額の定めのない援助費目においては、他自治体の状況等も踏まえた検証を行い、持続可能な制度となるよう見直しを図られたい。

【改善の方向性・スケジュールと改善実施にあたっての課題】

改善の方向性・スケジュール	◇平成29年度 ①特別支援学級に通学する児童・生徒数の傾向を分析する。 ②他自治体の取組について調査、研究を行う。 ◇平成30年度以降 調査結果を踏まえた対応を行う。
---------------	---